N 1=	是力!和全物C】						
No	項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)		
1	障害者の癒しの 場「かえで荘」閉 館に伴う措置に ついて	重度心身障害者同士が自身の悩みを打ち明けあうピアカウンセリングや癒しの場として利用されていた「かえで荘」が閉館となり数年経つ。「かえで荘」は、障害者が安価な費用で交流できる施設であったが、現在、障害者同士が交流を図ったり、人目を気にすることなく温泉を楽しむことなどが出来る施設は無い。 県において、新たな施設の整備計画は無く、その代替を図る施策も講じられていない。障害者差別解消法が施行されても、重度障害者は一般施設では受け入れてもらえず、未だ、差別の対象となっている。このような状況の中、障害者の社会参加を育むには、当事者同士の交流はその一歩であり、新たな施設の整備や、既存施設を活用した代替策の企画、推進を強く要望する。	体障害者	山梨県総合福祉センターかえで荘は、昭和57年度に建築され施設の老朽化が進む中で、その維持管理に多額の経費を要することや、施設設置当初と比べ類似施設が増加し県が直接サービスを提供する意義が薄れていることなどから、指定管理期間の満了に合わせて平成25年度末に閉館したところであり、現在、かえで荘に代わる新たな施設建設の計画の予定はありません。	福祉保健総務課		
2	障害者が安全に 安心して歩ける 道路環境につい て	歩道の幅員確保や改善等の道路環境の整備については、県においても逐次整備が進められているが、改正バリアフリー法、幸住条例やユニバーサルデザイン基本指針で目指すバリアフリー化へ今後一層の取組をお願いする。	山梨県身 体障害者 連合 会	県が管理する道路においては、歩道と横断歩道の境界や歩道と車道の境界の段差を車椅子使用者が通行でき、かつ視覚障害者が歩車道境界部を認知できるよう、2cmを標準として整備しております。 道路のバリアフリー化につきましては、それぞれの市町村が作成する基本構想に基づき、重点的かつ一体的な整備ができるよう取組んで参りたいと考えております。	道路管理課		
3	券補助制度の充 実及び福祉有償	公共交通手段が十分に整備されていない本県では、視覚障がい者の移動はタクシーが唯一の手段であることから、タクシー利用券給付補助事業が実施されているが、現状では、月平均2枚の補助であり1回の外出往復分にしかならない。さらに、各市町村では財政規模等により、1枚の単価や年間給付枚数に大きな格差が生まれている。せめて、月2回の外出の往復分を補助していただきたい。また、手帳の等級が3級以下であっても車の運転は出来ないので、このような弱視者も日常の足としてタクシーが利用出来るよう給付対象の拡大が強く望まれる。視覚障がい者の自立・社会参加の推進には、鉄道や路線バス運賃相当額で利用できる移動手段が不可欠であり、これは県障害者幸住条例に掲げられている移動に関する「合理的配慮」にも該当するものと考える。本事業を関東近県で実施している都県はなく要望実現は困難との回答を得ているが、公共交通手段の貧弱な本県であるが故の切実な要望であり、タクシー券給付補助の増額(年間基本料金×48枚)、障害者手帳3級以下の弱視者への給付対象の拡大の2点を強く要望したい。移動の手段として、もう一つ制度の充実が望まれるのは福祉有償運送制度であるが、県内には、この制度に消極的な市町村があり、まだ一部の地域でしか運用されていない。同制度は視覚障がい者の移動を保障する有力な手段であり、既に制度が導入されている地域においては、社会参加の大変大きな支えとなっている。住んでいる地域に関係なくこの制度が利用できるよう、全市町村への制度実施に向けた県からの働きかけをお願いしたい。もし、タクシー利用券補助の増額等が困難な状況であるならば、移動の自由確保に本制度の普及・充実は一層不可欠である。		タクシー利用券補助制度は、市町村が実施主体で、県が補助対象額の1/2を補助する制度であり、県単独補助金として、全国でも本県と北海道のみで実施されている状況です。なお、北海道では、同一市町村への補助期間は3年間のみとしているなど、県内全市町村を対象として実施しているのは本県のみです。このような状況に加え、本県の厳しい財政事情から考えますと、国からの補助金など助成がない本制度を維持するだけでも大変なことであり、制度の拡充は大変困難であることをご理解ください。また、福祉有償運送制度は、多くの市町村において普及している制度です。以前から貴協会からの要望を受け、県内の各地区で開催される福祉有償運送運営協議会において、福祉事業者等に本制度を実施するよう働きかけておりますが、採算が合わないことや人手不足等の理由から事業者の参入が少ない状況となっております。	障害福祉課		

	个生力!:称在初t】						
No	項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)		
4	業者養成及び研 修事業の充実と	全盲者や低視力の弱視者の単独歩行による外出は大変困難かつ危険なものであり、安全な移動には同行援護従業者のサポートが不可欠である。しかし、実際に活動している同行援護従業者数は少なく需要に充分追いついていないため、本制度を利用出来ない市町村は3分の2にも上り、これら地域での視覚障がい者の外出は極めて困難な状況である。また、近年は、単独歩行が困難な中途障がい者や重複障がい者の増加、視覚障がい者の高齢化などで、そのニーズは一層高まっており、このことが事態を一層深刻化させている。同行援護従業者の養成と地域格差の解消は急務であり、県内すべての視覚障がい者が、いつでも安心して本制度を活用できる環境整備が強く望まれる。また、県の主催である「同行援護従業者養成研修事業」が実施されていることは心強いが、今年度も引き続き同事業の継続実施と地域格差の解消に向けた取り組みがさらに推進されるよう望む。	覚障がい者福祉協会	同行援護事業所は、県内に28事業所、各圏域に少なくとも1事業所を整備しているところでありますが、今後利用者の増加が見込まれることから、居宅介護事業者に対し参入を働きかけるとともに、市町村に対し地域生活支援事業(移動支援事業)の実施を要請しながら、県内すべての視覚障害者が安心して外出できる環境の整備を進めて参ります。また、同行援護従事者養成研修については、山梨ライトハウスを指定研修機関として、平成26年度以降、延べ243名(一般課程158名、応用課程85名)の従事者を養成して参りました。今後、利用者の増加が見込まれることから、引き続き研修を実施し、さらなる移動支援環境の充実を図って参ります。			
5		特に、健常者と同居していない視覚障がい者にあっては、生活に密着した大切な書類の発信	山覚者会県が協	「山梨県における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の別紙留意事項にある合理的配慮の提供事例等を各所属に配置した「心のパリアフリー推進責任者」の研修会等を通じて、庁内各課室に周知しております。また、視覚障害者の出席する会議等では、出席者の意向を事前に確認し、できる限り、資料のテキストデータ化等に対応するよう各所属に求めております。山梨県ホームページについては、「山梨県ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日本工業規格に定められた高位の適合レベルに準拠するよう、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組むとともに、ホームページ作成研修会において、その趣旨を周知徹底して参ります。なお、今年度から3年間の本県が障害者福祉施策に取り組むための基本指針となる「やまなし障害児・障害者プラン2018」では、「施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる」ための基本的施策として、「④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上」を掲げ、その具体的施策とし「行政情報のバリアフリー化」及び「行政サービスなどにおける配慮及び障害者理解の促進など」を明記し、①「広報誌『ふれあい』について、点字版と録音テープ版を作成し対象者に配布するとともに、県のホームページにも音声データ版を掲載する」こと、②「県のホームページにおいて、障害のある人をはじめすべての人の利用しやすさに配慮した情報提供を行うため、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組む」こと、③「市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう周知する」こと、④「市町村広報誌をはじめとした印刷広報媒体に音声コードの添付が普及するよう周知する」こと、「多行政職員、警察職員などに対し障害の特性についての理解を深めるため、研修内容の充実を図るなど、障害のある人に対する充実した研修を実施する」こと、以上の5つの主な取組をお示ししており、引き続き、これらに積極的に取り組んで参ります。			

N III	力リ:和丕和北 』				
No	項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)
	障害者幸住条例 の理念に沿った 施策の推進につ いて	改正障害者幸住条例が施行されてから2年が経った。条例には、不当な障がい者差別の禁止、県等行政機関における合理的配慮の提供義務、事業所における合理的配慮の努力義務など、私たちにとっては大変頼もしい内容が盛り込まれており、この条例の理念に沿った施策が的確に講じられるならば、私たち障がい者の要望の多くは実現するものと考えている。相談体制が確立されたことは一歩前進だが、合理的配慮の提供はそれほど進んでいるとは思えない。条例改正が障がい者差別の無い真の意味での共生社会到来への大きな原動力となるよう、県の積極的な施策の展開をお願いする。		障害者幸住条例では、障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う「山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議」を設置しています。このネットワーク会議は、国や県の紛争解決機関のほか、山梨県聴覚障害者協会など各障害者団体の代表者の方に障害当事者として、さらには商工会連合会などの事業者団体に構成員になっていただいており、ここを中核として、障害者差別に関する情報共有や合理的配慮の提供に向けた取組を更に推進して参ります。また、平成28年2月に創設した「やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録制度」は、障害や障害者に対して理解や配慮のある事業所を「やまなし心のバリアフリー宣言事業所登録し、その取組を広く県民に周知するとともに、合理的配慮の提供事例等の障害者差別解消に関する情報を随時提供しておるところですが、現時点で登録事業所数は 718事業所に達し、今後も障害児・障害者プラン2018に掲げた「2020(平成32)年度末までに850事業所」という目標達成に向け、障害者差別解消ネットワーク会議の構成員などの協力を得て、さらなる、登録事業所の増加に取り組んで参ります。 これらに加え、県ホームページ、障害者週間におけるイベント、学校での障害に関する福祉教育、県政出張講座などを通じて、より一層の普及啓発に努めて参ります。 併せて、心のバリアフリーを推進するためのガイドブック及びガイドDVDを作成し、市町村や小中高校などに配布し、地域での研修や福祉教育の授業などで活用してもらい、共生社会の実現につなげて参ります。	障害福祉課
7		視覚障がい者にとって、職業的自立も長年に亘る大きな課題であるが、従来、視覚障がい者の多くは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師(以下「あはき師」)に従事して生計を立ててきた。しかし、ここ数十年、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう(以下「あはき」)の業界にも、晴眼あはき師急増、医療機関におけるマッサージの診療報酬点数削除、理学療法士の定着、柔道整復師の医療保険不正請求、無資格医業類似行為者の横行などで視覚障がい者の就業者にとっては逆風が吹き荒れている。とりわけ、無資格者の横行により有資格者の生計が著しく脅かされている実態は看過しがたく到底納得出来るものではない。無資格者の施術行為によって健康被害を受けた事例が多数あることが、消費者庁の調査で明らかになっているが、視協では、今年も県民の健康を守るという意味合いも込め、8月の鍼灸の日に合わせ無資格者撲滅キャンペーンを計画しているので今年度も県にご協力願いたい。次に、「視覚障がい者就労支援センター」設立に関する要望である。上記あはき業にあっても、それが人の健康管理と疾病の予防・治療を目的とする以上、一定レベルの医学的知識と技能が要求され、有資格者であっても、時代のニーズに対応するための再教育や再訓練など、資質の向上を図る場が必要である。一方、視覚障がい者の就労支援に関するニーズは、あはき師の資格取得が難しい重度障がい者や重複障がい者の就労支援に関するニーズは、あはき師の資格取得が難しい重度障がい者や重複障がい者への就労支援をはじめ、中途障がい者の職場復帰に関する相談や訓練など多岐に亘っている。このため、これらニーズに対応しうる様々な機能を合わせ持つ「視覚にがいる」が対策を関するニーズは、あはき師の資格取得が難しい重度障がいる。本真においても盲人ホーム「一人、対策を関するに関する相談の表情では、対策を関するに対して、対策を関するに対して、対策を関するに対応して、対策を関するに対応して、対策を関するに対応して、対策を関するに対応して、対策を関するに対応して、対策を関するに対応ととを関するに対応して、対策を対策を対して、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対するに対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	覚障がい 者福祉協	従来、視覚障がい者の多くが従事してきた、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師(「あはき業」)は収入の途を得ることや地域住民の健康維持のために不可欠なものであると認識しております。 しかし、「無資格者が資格を必要とする業に就くこと」は法令に触れることですが、県としては、これまでと同様、周知・啓発など可能な範囲で取り組んで参ります。 また、8月の鍼灸の日に合わせた無資格者撲滅キャンペーンについてでありますが、昨(平成30)年は貴協会から実施の案内を頂戴しませんでしたが、平成31年度はお声掛けを頂ければ参加をいたします。なお、「視覚障がい者就労支援センター」設立については、県内に4箇所ある障害者就業・支援センターが企業等への就労支援と生活支援を一体的に支援しております。 供せて、視覚障害者のニーズにも対応できるよう、同センターにおける支援体制の充実を図って参ります。	障害福祉課

星 別∶椛杬】						
No 項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)		
視覚障がい者 別養護老人ホ ム建設につい	要望事項の一つだが、残念ながらその実現には至っていない。いわゆる団塊の世代が高齢化	覚障がい者福祉協会	特別養護老人ホームの整備については、市町村が「介護保険事業計画」に必要な整備量を位置付け、整備を進める仕組みとなっています。 県内では養護老人ホームである県立青い鳥老人ホームが介護保険の適用される介護サービス「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているため、入居者が介護が必要となった場合には特別養護老人ホームと同様な介護サービスを受けることが可能となっています。 なお、既存の特別養護老人ホームに対しては、視覚障がいの特性を踏まえた適切な介護が行えるよう必要に応じて指導を行って参ります。	健康長寿推進課		
県防災新館1 のバリアフリー について	学習会や講演会、交流会会場として活用する防災新館について、以下のパリアフリー化をお願いしたい。 1 正面玄関の位置が分かるよう、シグナルエイドに反応する音声案内装置を設置 (誘導ブロックはあるが、盲導犬ユーザーはその上を歩かない) 2 館内誘導ブロック(屋内用)を設置し、事務室や交流室、オープンスクエアやオープンカフェ、トイレなどへの安全な移動環境の整備 3 事務室、交流室やオープンスクエアの点字表示 4 トイレ入り口にセンサー付きの音声案内の設置 これらは毎年お願いしているところだが、県の施設であるにも関わらず大きな進展がない。改正障害者幸住条例が施行されて2年、合理的配慮の提供という観点からも速やかな対応を強く望む。	山梨障がはは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	防災新館につきましては、PFI制度で民間事業者により建設されたものであり、建設時には障害者団体のご意見も伺う中で、現状の仕様となっております。今回、ご要望あった4つの項目ごとの回答は以下のとおりです。 要望1 正面玄関の位置が分かるよう、シグナルエイドに反応する音声案内装置を設置(誘導ブロックはあるが、盲導犬ユーザーはその上を歩かない)回答1 県有施設における設置事例はまだ少ないですが、引き続き必要性を検討して参ります。 要望2 館内誘導ブロック(屋内用)を設置し、事務室や交流室、オープンスクエアやオーブンカフェ、トイレなどへの安全な移動環境の整備回答2 防災新館は景観にも配慮する中で、点字ブロックはピンタイプを採用しており、新設には多額の費用がかかることや、通路が狭く、設置により小さなお子さんや車椅子の方が移動しにくくなることも懸念されることから、どのような方策が良いのか引き続き検討して参ります。 要望3 事務室、交流室やオープンスクエアの点字表示回答3 オープンカフェ側入口に音声案内板(点字付き)を設置しており、呼出ボタンもありますので、遠慮なく係員をお呼びいただければ、ご案内させていただきます。 要望4 トイレ入り口にセンサー付きの音声案内の設置回答4 平成30年3月に多機能トイレ入り口にセンサー付きの音声誘導装置を設置したところです。併せて、廊下手すりにトイレ等の点字案内表示を取り付けております。	財産管理課		

No	項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)
	重度心身障害者医療費助成制度の実現について		覚障がい 潜福 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料方式から自動還付方式への変更は、障害のある方が安心して医療を受けられるよう、国から課せられる多額のペナルティーの発生を回避し、医療費無料という制度を将来的に維持するため、必要な見直しを行ったものです。 平成26年11月から助成方法を自動還付方式に変更しことに伴い、県では重度心身障害者医療費貸与制度を創設しました。この貸付は、重度心身障害者医療費助成制度を利用している方が、医療機関を受診した際、医療費を一旦支払う企金が困難な場合に、安心して適切な医療等を受けることができるよう、必要な資金、月平均140件の貸与を行い、受給者の負担軽減に寄与しているものと考えております。 また、平成28年4月から、中学生までの重度心身障害児の医療費については窓口無料方式を導入しています。併せて、これら障害児に係るの国庫負担金の減額措置を市町村が補填する経費の一部を県が補助しています。 国に対しましては、障害児・者の医療費窓口無料化にかかる国庫負担金の減額措置の廃止について、他県とも連携し全国知事会としても要望をしているところであり、今後も引き続き強く要望して参ります。さらに、国の制度として、重度心身障害児・者医療費に係る助成制度を創設するように引き続き、他県と連携しながら、国に対して求めて参ります。さらに、国の制度として、重度心身障害児・者医療費に係る助成制度を創設するように引き続き、他県と連携しながら、国に対して求めて参ります。 いのではないことから把握することができず、その内容を明らかにすることは難しい状況です。御理解をお願いいたします。 ○小児リハビリテーション診療所の運営費 ○高等支援学校桃花台学園の運営費 ○精神科教急医療体制24時間化に係る運営費	障害福祉課

No	項目	要望理由	要望団体	回答内容	関係課(機関)
11	の整備について	回答いただいた本県の障害者スポーツが置かれている現状についての検証の状況を、まず	害者福祉協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【リニア環境未来都市推進室】 「障害者スポーツセンター(仮称)」については、平成27年度に御要望をいただいた際に、当時の後藤知事から「障害者専用のスポーツセンターについては、建設に多額の経費がかかることもあるが、ランニングコストが年間で建設費の1割くらいかかると考えると、本県の財政状況では難しい」旨をお答えしています。総合球技場につきましては、一昨年12月、サッカー、ラグビーなどの競技関係者、障害者団体関係者、球技場の整備や運営に精通した専門家などの有識者からなる総合球技場基本計画検討委員会を設置し、子どもからお有識者があらなる総合球技場基本計画検討委員会を設置し、子どもからお年寄りまで誰もが利用できる「県民みんなの球技場」を目指して、これまでにコロ、当該委員会を開催し具体的な検討を行ってきたところです。これまでの委員会での検討状況は、平成31年3月28日に報告書を公表したところです。 【障害福祉課】 昨年度の同内容の要望において、「本県の障害者スポーツが置かれている現状について、障害者の社会参加推進、地域生活の充実という観点から、県障害者立支援協議会等の場において検証を行って参ります」と回答しました。今年度は、県障害者自立支援協議会において、障害のある方と健常者が共にポッチャやフライング・ディスクを体験しながら障害者に対する理解を深める取り組みを行い、障害のある方がスポーツを通して、心豊かに生きがいを持って生活できること、また、健常者にもより一層の障害者スポーツへの理解が必要であることが、改めて認識できたところです。このようなことを踏まえ、障害のある方が積極的にスポーツに参加できる機会をかくるとともに、障害のない方もともに参加できるスポーツ交流教室の開催を検討して参ります。 また、知的バスケットボール競技等に関して御要望いただいた大型アリーナの整備については、厳しい本県の財政状況では難しいことを御理解ください。今後、仮に県内で関東大会以上の規模の大会を開催をすることとなった場合には、貴協会と連携を密にしながら、既存の施設で対応して参りたいと考えております。	障害福祉課